

職務経験についての Q & A

Q 1 受験するために必要な学歴や免許はありますか。

A 1 年齢、職務経験等の受験資格を満たしていれば、受験は可能です。

Q 2 受験資格の「民間企業等における職務経験」とは、どのような経験が該当しますか。

A 2 (一般行政)

民間企業(財団法人、社団法人、NPO 法人等含む)の従業員、公務員、団体職員、自営業者の職務経験が該当します。

職務経験をお聞きするのは、これまでの職務経験をいかして活躍していただける方を採用するためです。職員採用試験案内の一般行政の「職務内容」(P. 3 参照)を参考に、ご自身の職務経験が一般行政の職務にいかせるかという観点から判断してください。

(土木・建築)

民間企業(財団法人、社団法人、NPO 法人等含む)の従業員、公務員、団体職員、自営業者として、道路や上下水道・ガス管の設置・改修工事、河川改修工事、その他土木構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理(発注者支援を含む。)の経験が該当します。

なお、申込書の受付時において、受験資格について疑義がある場合、申込みいただいた連絡先に電話等で確認させていただくことがあります。

Q 3 職務経験期間の計算方法を教えてください。

A 3

- (1) 対象となる期間は、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」となります。この期間外の職務経験は、受験資格に定める職務経験期間に算入できません。
- (2) 申込日時点で在職中の場合は、令和 7 年 3 月 31 日現在で計算してください。
- (3) 「通算で 3 年以上」とは、民間企業等で「週 29 時間 10 分以上(残業時間や休憩時間を除く)」の職務経験期間が通算で 3 年以上あり、かつ、そのうち少なくとも 1 つの民間企業等での職務経験期間が 2 年以上あることを要します。
- (4) 実際に職務に従事しない休業期間が長期間ある場合、その期間は、職務経験期間に算入できません。(Q 4 参照)
- (5) 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため在職証明書等を提出していただきます。3 年以上の職務経験期間が確認できなかった場合は、採用されません。

【計算方法】

ア 職務経験期間は、民間企業等で勤務を開始した日(起算日)から、翌年の起算日と同じ月日の前日までを1年として計算します。

例) 令和3年6月9日～令和6年6月8日 ⇒ 3年

イ 原則、月の初日から末日まで勤務した場合を1月として計算してください。

ウ 月の途中から勤務した場合は、翌月の同日1日前までを1月として、残りの日数を〇〇日間と記入してください。

例) 1月10日～10月25日 ⇒ 9月16日間

エ 月の途中まで勤務した場合は、月の初日から勤務した日までを〇〇日間と記入してください。

例) 4月1日～12月20日 ⇒ 8月20日間

オ 合計期間を算出する際は、12か月を1年、30日間を1月として計算し、30日未満の期間については切り捨ててください。

Q 4 職務経験期間から除かれる期間はどのようなものですか。

A 4 傷病休暇等で実際に職務に従事しない休業等の期間が、連続3か月を超える場合は、民間企業等の就業規則等で認められたものであっても、その全期間を職務経験期間から除きます(ただし、産前・産後休暇と育児休業は職務経験期間に算入できます。)

Q 5 青年海外協力隊などの国際貢献活動は職務経験期間として算入できますか。

A 5 JICA(独立行政法人国際協力機構)が実施する青年海外協力隊などは職務経験期間に算入することができます。ただし、派遣期間が証明できる書類の提出が必要となります。

Q 6 在職期間(日にち等)が不明な場合、どうすればいいですか。

A 6 前勤務先への問い合わせ、又は公的年金、雇用保険の加入期間を確認するなど、必ず記入してください。

Q 7 契約社員や派遣社員の職務経験は職務経験期間として算入できますか。

A 7 職務経験期間として算入できます。

ただし、契約・派遣社員としての契約先や派遣先の民間企業等が2つ以上であった場合、1つの民間企業等での職務経験期間が2年以上あるかの判定は、1つの民間企業等ごとに行います。

Q 8 同一の民間企業等で雇用形態が変更となった場合(契約社員から正規社員など)は、変更前後の期間を1つの職務経験期間として通算できますか。

A 8 契約先や派遣先として週29時間10分以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。

Q 9 系列の民間企業等に出向した場合は、出向前後の期間を1つの職務経験期間として通算できますか。

A 9 在職証明書等により、元の民間企業等に在籍したままの出向であったことが証明できれば、元の民間企業等での職務経験として通算できます。
元の民間企業等を退職した扱いでの出向、転籍等の場合は、通算できません。

Q 10 民間企業等の名称が変更（合併等も含む）となった場合は、変更前後の期間を1つの職務経験期間として通算できますか。

A 10 民間企業等の名称が変更されても、その民間企業等が元は同一であることと、本人がその民間企業等に継続して勤務していたことが在職証明書等で証明できれば通算できます。

Q 11 過去に勤務していた民間企業等が倒産して、最終合格後に在職証明書の提出ができない場合は、職務経験期間として算入できますか。

A 11 過去に勤務していた民間企業等の倒産等のやむを得ない事情により、在職証明書を提出できない場合は、雇用時の雇用契約等の書類や雇用保険資格取得証明書、退職時の離職証明書等の職歴が証明できる書類を提出していただきます。
これらの書類の提出もできない場合は、職務経験期間として算入できません。

Q 12 在職証明書等は受験申込時に必要ですか。

A 12 受験申込時点で、在職証明書等を準備いただく必要はありません。申込時には、職務経歴書に勤務先、在職期間及び具体的な職務内容等をご自身で記入し、提出してください。

Q 13 在職証明書等の提出時期と提出に当たり注意する点がありますか。

A 13 最終合格発表後、合格者には、市が指定する様式により職歴を証明していただきます。

既に任意の様式で在職証明書等を準備された場合であっても、最終合格発表後に内容等を確認のうえ、必要に応じて、市の様式での証明をお願いすることがあります。

また、受験資格の職務経験期間を確認できない場合や職務経験期間など受験資格を欠いていることが明らかとなった場合、又は申込内容等に虚偽があった場合は、採用されません。

Q 14 今勤めている民間企業等に、受験することを知られることはありませんか。

A 14 市が外部からの問い合わせに対し、個人情報について答えることは絶対にありません。

市が申込内容等について申込者に確認を行う場合は、申込みいただいた連絡先に電話等で連絡します。

(公務員経験者について)

Q15 公務員経験者の受験資格における「職務経験が通算で 3 年以上かつ退職後 10 年以内」の対象期間を教えてください。

A15 採用時点において、「国や地方公共団体（当市を含む）における正規職員としての職務経験が通算で3年以上かつ退職後10年以内である人」が対象です。
例えば、令和8年4月1日採用の場合、次のような方が対象となります。
例1) 平成28年4月1日から令和7年3月31日まで勤務していた場合
例2) 平成28年4月1日から令和8年3月31日まで勤務する見込みの場合
例3) 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで勤務する見込みの場合